

銚子市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

平成19年7月30日

銚子市告示第54号

(目的)

第1条 この要綱は、耐震診断士による木造住宅の耐震診断を行う市民に対し、当該耐震診断に要する費用について、予算の範囲内で木造住宅耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、木造住宅の耐震改修の促進を図り、もって地震による住宅の倒壊等から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、千葉県が主催した既存の木造住宅の耐震診断及び耐震改修に関する講習会（以下「診断講習会」という。）の修了者又は市長がこれと同等の資格を有し、相当と認めたものをいう。
- (2) 木造住宅 人の居住の用に供する建築物で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部が木材であり、かつ、在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法により建築されたものをいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第32条の規定により指定された耐震改修支援センターが定めた方法に基づいて耐震診断士が行う一般診断法による耐震診断（以下「一般診断」という。）又は精密診断法による耐震診断（特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針（平成7年建設省告示第2089号）により定められた方法及びこれと同等と認められた方法を含む。以下「精密診断」という。）をいう。

(補助対象者)

第2条の2 補助金の交付を受けることができる者(第4条において「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 次条の規定により補助金の交付の対象となる木造住宅(以下「補助対象住宅」という。)を所有し、かつ、当該補助対象住宅に居住していること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象住宅)

第3条 補助対象住宅は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 一戸建ての専用住宅又は併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が建築物の全体の床面積の2分の1以上であるものに限る。)であること。
- (3) 地上階数が2以下であること。
- (4) 昭和56年5月31日以前に着工されていること。

(補助金の交付)

第4条 市長は、補助対象住宅の耐震診断に要する費用について、補助対象者に対し補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、前項の耐震診断に要する費用の2分の1に相当する額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、50,000円を限度とする。
- 3 補助金の交付は、一の補助対象住宅について1回限りとする。ただし、一般診断について補助金の交付を受け、当該一般診断の結果、倒壊する可能性があるとして診断された場合において精密診断を行おうとするときは、前項に規定する限度額から当該交付を受けた補助金の額を控除して得た額を限度として再度補助金の交付を受けることができる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断に係る契約を締結する前に、木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出する必要がないと認める書類は、省略することができる。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 申請者が市税を滞納していないことを証する書類
- (3) 補助対象住宅の登記事項証明書その他の所有者が確認できる書面
- (4) 補助対象住宅の建築確認通知書の写しその他の建築年月日が確認できる書面
- (5) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (6) 補助対象住宅の位置図、配置図、平面図及び立面図（立面図がない場合は、写真）
- (7) 耐震診断士が受けた診断講習会の修了証の写し又はこれと同等の資格を有することを証する書面
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定にかかわらず、申請者が個人情報確認同意書（別記様式第2号）を市長に提出したときは、同項第1号及び第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、木造住宅耐震診断費補助金交付（却下）決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(耐震診断の完了期限)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「受給権者」という。）は、当該交付決定を受けた日から90日を経過

する日又は当該日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、耐震診断を完了しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(申請内容の変更等)

第8条 受給権者は、第5条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ木造住宅耐震診断費補助金交付申請内容変更承認申請書(別記様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出する必要がないと認める書類は、省略することができる。

(1) 変更の内容を明らかにする書面

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、木造住宅耐震診断費補助金交付申請内容変更承認(却下)決定通知書(別記様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

3 受給権者は、耐震診断の実施を中止したときは、木造住宅耐震診断中止届出書(別記様式第6号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 受給権者は、耐震診断が完了したときは、木造住宅耐震診断実績報告書(別記様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出する必要がないと認める書類は、省略することができる。

(1) 耐震診断結果報告書

(2) 耐震診断に要した費用の領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、交付すべき補助金の

額を確定し、木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書（別記様式第8号）により、受給権者に通知するものとする。

（交付請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた受給権者は、補助金の交付を請求しようとするときは、木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、第8条第2項の規定による承認をした場合において必要と認めるとき、同条第3項の規定による届出があったとき、又は受給権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は交付決定の内容を変更することができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消し、又は交付決定の内容を変更した場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成19年7月30日）

この告示は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第5条第1号の改正規定は、同年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日から平成24年7月8日までの間におけるこの告示による改正後の銚子市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱第2条の2第1号の規定の適用については、同号中「住民基本台帳に記録され」とあるのは、「住民基本台帳に記録され、又は本市の外国人登録原票に登録され」とする。

附 則（平成25年11月25日）

この告示は、平成25年11月25日から施行する。